

令和7年度の住宅施策の取組みについて

1 子育て世帯住宅リフォーム支援制度の拡充

(1)目的・事業概要

子育て世帯住宅リフォーム支援制度（上限20万円、対象工事費の3分の1）について、より使いやすい制度となるよう、対象世帯と対象工事の拡充を行う。

① 対象世帯の拡充

【所得制限】 世帯所得800万円以下から、1,200万円以下に引き上げ

【対象世帯の子供の年齢】 小学生(12歳)以下から、高校生(18歳)以下に引き上げ

② 対象工事の拡充

現行の対象工事（段差解消、コンセント位置の変更など）に加え、

・子供の安全確保に資する工事（対面式キッチンなど）

・バリアフリー化工事（またぎの低い浴槽へ取替など）

・子供の成長に伴うリフォーム

（間取り変更、遮音性が向上する床材・壁材への変更など）

を対象工事として追加

(2)予算額(案)

歳入 900千円

歳出 2,000千円

2 住宅セーフティネットの推進

〔1〕家賃等債務保証料助成制度の拡充

(1)目的・事業概要

低所得の高齢者等に対し家賃等債務保証料の一部を助成しているが、ひとり親世帯などでは部屋の広さによって保証料の負担が大きくなっている。そのため、世帯人員に応じた助成金額の拡充を行う。

【現行】 初回保証料の2分の1 上限2万円

【拡充後】 初回保証料の2分の1

単身世帯 上限2万円、 2人世帯 上限3万円、 3人以上世帯 上限4万円

〔2〕 高齢者等入居促進啓発事業の実施

(1) 目的・事業概要

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、大家や仲介不動産業者を対象に、高齢者等の入居への理解と、高齢者の入居に係るリスク低減サービス（高齢者の見守りサービスの利用、国が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を活用した事務の委任、民間の保険への加入など）の普及啓発を図る。

① 大家、不動産業者向け居住支援セミナーの開催

住宅確保要配慮者の居住支援に関する制度や、リスク低減サービスなどを活用して高齢者が入居した事例等を紹介する。

② 高齢者等入居促進啓発奨励金

リスク低減サービスを活用した事例の蓄積と普及啓発を図るため、入居相談窓口で相談のあった高齢者等をサービスの活用によって円滑に入居に導いた仲介不動産業者（セミナーを受講した協力不動産店に限る。）を対象に、奨励金3万円を交付する。

(2) 事業期間 令和7年度から令和9年度（サンセット事業）

〔3〕 予算額（案）

歳入 1,370 千円

歳出 2,017 千円

3 住宅修繕資金融資あっせんの新規申込終了

(1) 終了理由

本制度は、資金不足により住宅の修繕が困難な区民に対し、修繕に必要な資金融資を金融機関にあっせんするものであるが、過去20年間での融資実行件数は、毎年5～6件と低い水準で推移している。また、民間の金融機関等において低金利のリフォームローンが充実してきたことから、本制度の必要性が低下している。

そのため、令和7年度より新規申込の受付を終了する。

(2) 予算額(案)

歳出 258千円

4 今後の予定

令和7年 4月

各事業の実施

住宅修繕資金融資あっせんの新規申込終了